



コミュニティ・スクール基本理念

—地域の中で、みんなで生き生きと学ぶ川崎っ子の育成—

川崎小学校 めざす学校像

ふれあいを通して人と人がつながり、学びにあふれる学校

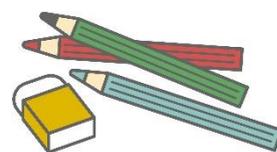
NO.3 令和7年4月18日 校長

令和7年度はさらに授業づくり・研修に力を入れます

これからの激しい変化が予想される社会に向けて、教育は個性を發揮し、主体的・創造的に生き、未来を切り拓くたくましい人間の育成を目指し、生涯にわたり学び続ける力をはぐくむことが必要です。

そのために子どもたちに求められる学力としての「確かな学力」とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものです。確かな学力を個々の児童の個性を生かしながら、教育の中で育てることが大切です。授業はそれらを育てための教育活動です。

そこで、令和7年度は、以下の通り、今まで行ってきた学習活動をさらに強化し、教える側である我々教職員も研修にも力を入れていきます。



◆ 三重大学と協働したひらがなプロジェクト【対象：1年生】

- 三重大学と亀山市教育委員会が連携し、1年生児童がひらがなを100%習得することをめざし、家庭学習支援及び必要な指導方法や教材作成、活用方法の開発などについて取り組むプロジェクトです。このプロジェクトに本校も参加します。
- このプロジェクトを通して、1年生児童のひらがな習得100%を目指すことはもちろんのこと、1年生担任を中心とする教職員の指導力の向上を図ります。

◆ Qubena (キュービナ) 学習 e ポータル+AI 型教材【対象：3～6年生】

- 学習 e ポータル+AI 型教材「Qubena (キュービナ)」は、児童・生徒一人ひとりの習熟度に合わせて最適な問題を出題するアダプティブラーニング教材です。
- 児童一人ひとりの学習状況やつまずきを AI が判断し、最適な問題などを提供してくれるタブレット型教材です。5教科に対応し、GIGA スクール対応端末とインターネット環境があればどこでも学習できます。
- 令和7年5月中旬から令和8年3月末までがトライアル期間となります。保護者の個人負担は発生しません。今年度は5月まではプリントなどを用いて学習し、必要に応じて、今まで購入していたドリル教材をこの AI 型教材に移行していく予定です。



◆ 若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組推進事業【対象：全学年】

- 毎日の授業づくりは学校にとって一番大切な業務です。そこで、若手教員が多く在籍する本校がモデル校となって、県の授業力向上の取組推進事業を受けます。
- 具体的には年間を通じて県の授業力向上アドバイザーの指導助言により、若手教員等の授業力アップや、組織的に授業改善を図っていく校内研修を行い、指導助言を受けます。
- 若手教職員が授業力向上を図ることはもちろんのこと、学年やブロックごとに授業づくりを行い、組織的に授業力アップを図り、児童に還元していくことがねらいです。

川小サポートルームを開設しています【再掲載】

不登校は日本教育の喫緊の課題です。不登校は誰にでも起こりうることであり、この認識のもと、亀山市では亀山市教育支援センター「ふれあい教室」、「フリースペースかめっこ」、初期適応教室「サークルルーム」を開設しています。ご案内したこの3つの施設は学校外の施設です。

過日お知らせの通り、川崎小学校における子どもの居場所づくりとして、校内ふれあい教室「川小サポートルーム」を設置しています。不登校児童及び不登校傾向にある児童に対し、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整え、一人ひとりのニーズに応じた支援ができる場所です。主に、校内支援センター支援員の田中が担当します。詳しくは担任または担当へおたずねください。

校内ふれあい教室「川小サポートルーム」を開設しています

不登校児童及び不登校傾向にある児童に対し、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整え、一人ひとりのニーズに応じた支援ができる場所として、令和6年度より校内ふれあい教室「川小サポートルーム」を開設しています。

名称 川小サポートルーム

場所 川崎小学校内 2F 図書館横教室に変わりました

※詳しくは担任または担当(片岡・舟橋・水野)におたずねください。

社会総がかりで

いじめを見逃さない取組へご協力ください



いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、大切な命までも危険にさらす決して許すことのできないものです。また、いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであり、学校だけの問題ではなく、社会全体の問題です。

学校におきましては、仲間づくりやあらゆる教育活動の場面で、いじめは犯罪につながる可能性のあるものであること、いじめは悪であるということ、子どもたちに教えてまいります。ご家庭におかれましても、お子様の発達段階に応じて、お話をしたり、その都度教えたりしていただきたいです。



具体的には、

- ① 人をいじめてはならない
- ② いじめた子を見かけたら必ず止める
- ③ それができなければ、親や先生に訴える

という大原則3か条を家庭でもご指導いただければ幸いです。

子どもは人の中で育ち、成長していきます。時には意思疎通の不十分さや行き違いから、結果としていじめになってしまうことがあります。いじめの撲滅には家庭教育、保護者連携は必要不可欠です。子どもに関わる全ての大人が意識を高め、社会総がかりでいじめの問題に取り組み、いじめから子どもを守るためにも家庭教育におけるいじめをなくす活動へのご理解とご協力をお願いします。

学校におきましても、4月のいじめ防止強化月間に合わせ、始業式で生活指導担当からのいじめに関する話をするとともに、児童主体のあいさつの取組、いじめ防止標語作成の取組、各学級でのいじめを未然に防ぐ仲間づくりを進めています。

